

専門高校プロモーションプロジェクトに係る業務委託

仕 様 書

令和8年5月

山口県教育庁高校教育課

1 委託業務名

専門高校プロモーションプロジェクトに係る業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで

3 本事業の目的

産業界において、DX化やAIの普及など、社会の変化に柔軟に対応できる人材が求められる中、専門高校では、就職や進学を見据え、高度専門職人材の育成に向けた取組が展開されているものの、小・中学生やその保護者、中学校教員に専門高校の魅力が十分に伝わっておらず、旧来のイメージや普通科志向など、専門高校の志願者の減少が懸念されており、将来的に地域産業界への人材供給に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、県内の専門高校への理解促進と進路意識の醸成を図るため、各校の特色ある教育活動や地域連携の取り組みを、Web・SNS・イベント等を通じて多角的に発信する。また、体験型イベントや企業との連携を通じて学びの価値を「見える化」し、生徒の進路選択の幅を広げることで志願者の確保を実現するとともに、将来的に地域産業を支える人材の育成と、主体的な県内就職の促進につなげる。

4 業務内容

以下の詳細を踏まえて業務計画を作成し、委託者の承認を得た上で、業務を実施すること。また、受託者においては、委託者と連絡を密に業務にあたること。

【詳細】

<基本方針>

- 専門高校での学びの価値を社会に“見える化”すること
- 小・中学生の進路選択に直接届く広報を行うこと
- 地域産業と専門高校のつながりを実感できる場を創出すること
- 性別にかかわらず進路選択の幅が広がる企画とすること

(1) やまぐちスペシャリストEXPOの開催及び運営

① 開催概要

開催時期：令和8年12月20日（日）

会場：山口県健康づくりセンター

対象：中学生、小学生、保護者、教育関係者、一般県民、県内企業

※ メインターゲットは、中学生とする。

② 展示・体験ブース

各校の特色ある学科・教育活動の紹介、実習内容を再現した体験型ブース
生徒作品の展示・販売 等

※ 専門学科を有する最大24校（31学科）を想定し、ブース設計・動線を最適化すること。

③ ステージプログラム

各校の特色ある取組紹介（動画・プレゼン等）や成果報告

企業関係者による講評

専門高校卒業生や企業担当者によるトーク企画 等

※ 専門高校や県内企業の魅力、働くことの意義等が伝わる企画とすること。

④ 企業交流コーナー（10社程度を想定）

県内企業による仕事内容・人材ニーズ紹介、生徒・保護者との対話型交流

県内産業の紹介（労働政策課と連携予定）

※ 企業の募集・選定は委託者と協議のうえ、決定する。

※ 人材育成・仕事理解に資する内容に限定する。

⑤ 運営・管理

運営体制の整備並びに安全管理及び進行管理、運営マニュアルの作成

運営スタッフの配置及び役割分担

EXPO開催に向けた会議の実施（スケジュールや運営等の協議・調整）

⑥ 宣伝・集客・会場アクセス

県内全域の中学生を対象としたイベントの周知

県内各地からの集客を可能とするアクセス（計画立案・運行管理・広報）

駐車場の事前案内及び誘導等

⑦ 参加校（専門高校等）へのサポート

○ 展示・ステージ出演等の対象校

専門学科を有する学校最大24校（表1参照）

表1 学科区分ごとの対象校一覧

学科区分	対象校
農 業	田布施農工、山口農業、大津緑洋（日置校舎）
工 業	岩国工業、柳井商工、田布施農工、下松工業、徳山商工 南陽工業、防府商工、宇部工業、小野田工業、美祢青嶺 下関工科、萩商工
商 業	岩国商業、柳井、柳井商工、徳山商工、防府商工、西京 宇部商業、萩商工、 <u>下関商業</u>
水 産	大津緑洋（水産校舎）
家 庭	田布施農工、熊毛北、厚狭・厚狭明進 田部<R8年度閉校>
看 護	防府
福 祉	<u>県大附属周防大島</u>

○ サポート内容

出展内容の事前調整、説明資料・展示物の運搬（運搬料等）

展示・発表の企画支援、引率教員・生徒の移動（バス、旅費等）

⑧ 記録

○ 写真・映像記録

広報・報告・次年度以降の活用を想定した写真や映像

解説がなくても活動内容や雰囲気伝わる構図・内容とする

○ 文書による整理

イベント全体の概要、実施内容のポイント、来場者の反応や特徴的な取組

※ 県教委及び参加校が、実施状況及び成果を次年度以降に向けて活用できるよう、記録を適切に作成・整理すること。

※ 単なる当日記録にとどまらない形で、保存・活用可能な成果物として整備すること。

(2) 魅力発信コンテンツの制作

① パンフレット等印刷物

対象：中学生、保護者

内容：専門高校の学びの特色、実習や課題研究の取組、地域や地元企業と連携した取組、進路実績 等

留意事項：専門用語の多用を避け、分かりやすい表現とすること。

② ポータル（特設）サイト

構成：学科・分野別の情報整理

写真・動画・記事等を活用した視覚的構成

内容：教育内容、課題研究や探究活動の成果、在校生・卒業生の声
EXPOや関連事業の実施状況 等

留意事項：スマートフォンからの閲覧を前提とした構成とすること。
継続的な更新・活用を見据えた設計とすること。

※ 対象とする専門高校等

前ページの「表1 学科区分ごとの対象校一覧」を参照すること。

(3) 成果と課題の調査・フィードバック

① 調査の目的・位置付け

本プロジェクトにおける取組の成果及び課題を把握し、専門高校への理解促進並びに進路意識醸成への効果を検証すること。また、EXPO及び各種魅力発信コンテンツの改善、次年度以降の事業展開に資すること。

② 調査対象・調査方法

調査対象：やまぐちスペシャリストEXPO来場者

(小・中学生、保護者、教育関係者、一般県民、企業関係者)

EXPO参加校(専門高校等)

出展・協力企業等、委託者が必要と認める関係者

調査方法：来場者アンケート調査

参加校・出展企業等へのヒアリング、

Webの閲覧数、反応等の数値分析

その他、成果把握に有効な方法

③ 調査内容(項目等)

○ EXPO関連

来場目的及び来場のきっかけ、興味・関心を持った分野・学科

展示・体験ブースやステージ企画等に対する評価

専門高校への理解度の変化、進路選択への影響(来場前後の意識の変化)

○ 魅力発信コンテンツ関連

パンフレット、ポータルサイト等の閲覧状況、内容の分かりやすさ
関心度、進路検討への有用性、情報発信手法に対する評価 等

④ 成果や課題の整理

来場者数、参加校数、出展企業数等の実績整理
専門高校への理解促進や進路意識醸成に見られる効果
分野別・来場者属性別の傾向整理
情報発信手法・時期・内容に関する課題
企画意図に沿った成果が得られた点や課題の整理・分析 等

⑤ フィードバック及び改善提案

調査・分析結果を踏まえた改善の方向性整理
次年度以降のE X P O企画・ブース構成・情報発信に向けた提案
参加校や関係者へのフィードバックの在り方に関する整理

⑥ 報告・共有

調査結果、分析内容及び改善提案を報告書として取りまとめること。
報告書は、委託者が今後の事業運営や施策検討に活用できる内容とすること。

※ 旅費、謝金、会場費等について

(1) 及び(2)において、謝金、旅費、会場費等が発生する場合はその費用を
委託費から支出すること。

※ 著作権等について

(1) から(3) までにおいて作成する記録、パンフレット、ポータル(特設)
サイト等に使用する画像、写真、イラスト、その他一切の著作物については、第三
者の著作権その他の権利を侵害することのないよう、受託者の責任において、必要
な権利処理(画像の加工及び利用許諾の取得等)を適切に行うものとする。

5 業務管理

- (1) 各業務のスケジュール・進捗状況や経理状況等を適切に管理すること。
- (2) 各業務の連携を図るとともに、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。
- (3) 実施に当たっては、委託者の意見を十分に聴取し、内容の改善が必要な場合には誠実に対応すること。
- (4) 受託者は、契約締結時に業務責任者を定め、委託業務実施期間中の報告・連絡・協議等は原則その者をもって対応すること。
- (5) あらかじめ書面による承認を受けた場合に限り、委託する業務の一部を他の事業者に再委託することを可能とする。その際、関係する事業者の役割や責任を明確化し、全体の管理・運営を適正に行うこと。
- (6) 業務に関する打合せの記録は、受託者が原則として5営業日以内に作成し、委託者の承認を得ること。なお、打合せの開催場所は、委託者が準備する。
- (7) 委託者が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善計画書を提出し、委託者の了承を得た上で速やかに改善すること。

6 調査結果の報告（提出）について

本業務で作成した資料（調査・分析結果等）は、編集可能なWord、Excel、PowerPoint形式等で令和9年3月10日（水）までに提出すること。

7 知的財産権等

- (1) 業務で作成した全てのもの（業務開始前から受託者又は第三者が著作権を有するプログラム等は除く）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利））は、原則として、山口県に帰属するものとする。詳細は、協議の上決定する。
- (2) 業務で、報告書に著作物等を使用した場合の使用許諾については、受託者において適切に処理するものとする。業務の成果品の所有権、著作権及びその他の権利は、委託者に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、委託者から秘密とされた事項及び本業務に関して知り得た委託者の秘密を、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、その責めに帰すべき理由により、この業務に定める義務を履行しないため委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- (3) 個人情報や機密情報の取り扱いについて、県が所有する統計データや著作物の外への持ち出し、漏洩がないよう十分注意を払い、厳重に管理すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項等については、担当職員と協議すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては、担当職員と十分に協議するとともに、業務の進捗状況について随時報告すること。
- (6) 事業の実施に当たって必要な運営・広報備品及び要領等は受託者において手配すること。
- (7) 実施内容の変更があった場合は、委託費の上限を超えない範囲内で、実績に応じた変更契約を交わすものとする。